

国の生活困窮者支援策の申請期限の延長について

令和4年8月9日付で厚生労働省社会・援護局より、以下について事務連絡があった。

1 緊急小口資金及び総合支援資金

○特例貸付の申請受付期間の延長【1か月の延長】

- ・緊急小口資金の特例貸付及び総合支援資金の特例貸付の初回貸付について、令和4年8月末までとしていた申請期限を令和4年9月末日まで延長する。

2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

○申請受付期間の延長【1か月の延長】

- ・令和4年8月末までとしていた申請期限を令和4年9月末日まで延長する。

3 住居確保給付金

○特例再支給の申請受付期間の延長【1か月の延長】

- ・住居確保給付金の特例再支給（既に受給した方への2回目の支給。最大3か月）について令和4年8月末までとしていた申請期限を令和4年9月末日まで延長する。
- ・職業訓練受講給付金との併給も、引き続き令和4年9月末日まで認める。